

令和7年7月1日

電子保証に係る手続について

佐那河内村では、受注者の契約事務における負担軽減、効率化等を目的として、契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）従来の紙（原本）の証書（証券）に加え、電子による取扱いも可能とします。

1 対象

令和7年4月1日以降に締結する契約からとします。なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社による契約保証、前払金保証（中間前払金を含む。）が対象となります。それ以外の電子保証の場合には、事前に佐那河内村にご相談をお願いいたします。

2 電子証書等の提出方法

○保証事業会社（契約の保証、前払金（中間前払金）保証）

各保証機関から発行された認証キー（PDFファイル）を電子メールで送信し、必ず到達確認の電話を行ってください。

※PDF方式により発行された保証証書等を電子メールにより提出する方法は対象外です。必ず認証キーをお知らせください。

3 その他

（1）提出先のアドレス

総務課 契約担当： keiyaku@sanagochi.i-tokushima.jp

（2）メールの件名等

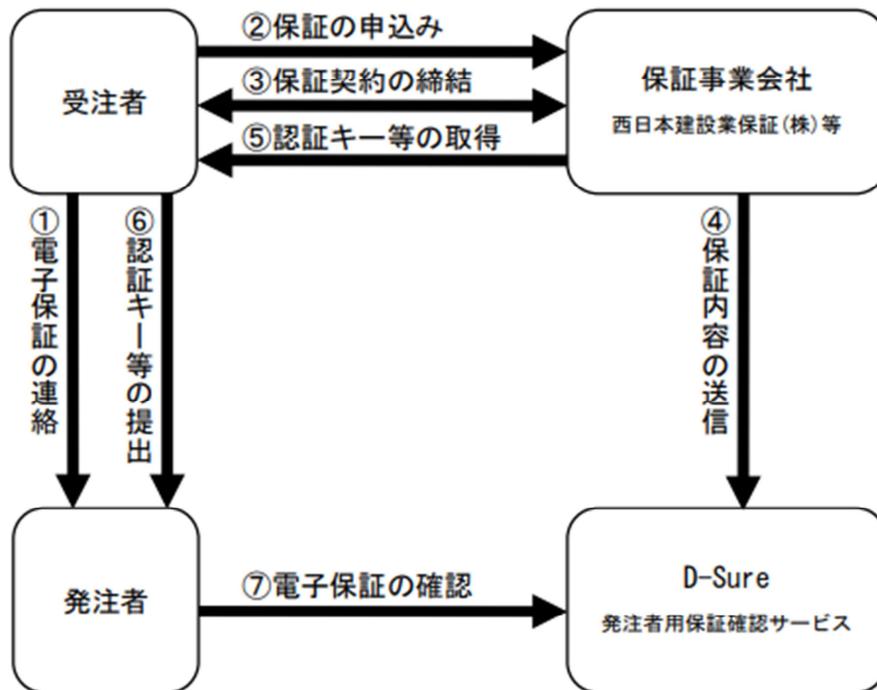
頭に「【電子保証】」と記載し、工事（業務）名をメール件名としてください。また、メール本文中に下記4点を必ず記載してください。

- ・「受注者名」
- ・「担当者の氏名・連絡先」
- ・「工事（業務）名」
- ・「保証名称（前払金保証 or 中間前払金保証 or 契約保証）」

（例）件名：【電子保証】R7佐那 ○○・・・工事

本文：○○建設株式会社、佐那河内 太郎・088-679-○○○○、
R7佐那 ○○・・・工事、前払金保証及び契約保証

4 手続きフロー図（西日本建設業保証(株)の場合）



- ① 受注者は、発注者へ電子保証を行うことを伝える。
- ② 受注者は、保証事業会社へ保証を申し込む。
- ③ 受注者と保証事業会社は、電子保証により保証契約を締結する。
- ④ 保証事業会社は、D-Sure に保証内容を送信する。
- ⑤ 受注者は、保証事業会社から認証キー等を取得する。
- ⑥ 受注者は、【電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ】を電子メールにより発注者（工事等の担当課）に提出し、到達確認の電話をする。
- ⑦ 発注者は、D-Sure にアクセスし、電子保証の内容を確認する。